

令和 7 年第 1 回岐阜県議会定例会提出予定議案の概要（条例その他）

（令和 7 年 2 月 1 7 日）

議第 2 8 号 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部
を改正する条例について

〔担当課：人事課〕

1 岐阜県職員定数条例の一部改正

(1) 県職員の定数を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前		変 更 後		
	定 数	備 考	定 数	備 考	
知事の事務部局（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）	4,441人		4,465人		+24
美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー	173人	うち、教員は、45人とする。	173人	うち、教員は、45人とする。	±0
企業会計職員（都市建築部）	67人		67人		±0
議会の事務部局	29人		29人		±0
選挙管理委員会の事務部局	5人		5人		±0
監査委員の事務部局	20人		20人		±0
人事委員会の事務部局	12人		12人		±0
労働委員会の事務部局	8人		8人		±0
教育委員会の事務部局	276人		284人		+8
学校	5,428人	うち、教員は、4,656人とする。	5,358人	うち、教員は、4,596人とする。	▲70
警察	3,967人	うち、警察官は、3,534人（警視121人、警部256人、警部補及び巡查部長2,071人、巡查1,086人）とする。	3,963人	うち、警察官は、3,527人（警視121人、警部256人、警部補及び巡查部長2,067人、巡查1,083人）とする。	▲4
合計	14,426人		14,384人		▲42

(2) 育児休業等をしている職員が職務に復帰した場合に、その復帰の日の属する年度内に限り定数の外に置くことができる職員の範囲を、警察官以外の職員にも拡大する。

2 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正
市町村立学校職員の定数を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前		変 更 後		
	定 数	備 考	定 数	備 考	
小学校、中学校及び義務教育学校	11,923人	うち、教員は、11,333人とする。	11,960人	うち、教員は、11,358人とする。	+37
特別支援学校	148人	うち、教員は、141人とする。	210人	うち、教員は、201人とする。	+62
定時制高等学校	31人		31人		±0
合計	12,102人		12,201人		+99

(令和7年4月1日から施行)

議第29号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、次の2条例について所要の規定の整備を行う。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

- (1) 子のある職員が当該子を養育するために請求した場合に、任命権者が時間外勤務をさせてはならない(※)職員の範囲を次のとおり拡大する。

※ 公務の正常な運営を妨げる場合を除く。

【改正前】 3歳に満たない子のある職員

【改正後】 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

- (2) 国家公務員に準じて、次の措置を講じることを任命権者に義務付ける。

ア 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認

イ 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供

ウ 勤務環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）

- (3) その他所要の規定の整理を行う。

2 岐阜県職員の育児休業等に関する条例

所要の規定の整理を行う。

(令和7年4月1日から施行)

議第30号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

岐阜県人事委員会の令和6年12月19日付けの給与についての勧告等に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行う。

- 1 行政職給料表を改定し、職務や職責をより重視した内容に見直す。また、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に見直す。
- 2 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額を次のとおり引き上げる。

【改正前】子1人につき、月額10,000円

【改正後】子1人につき、月額13,000円

- 3 地域手当について、次のとおり支給割合を見直す。

支給地域	現 行	見直し後
岐阜市	3%	1.8%
大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市及び瑞穂市	3%	1%
その他県内市町村	1%	1%

- 4 通勤手当について、1箇月当たりの支給限度額を150,000円に引き上げるとともに、新幹線や高速道路等に係る特別料金の支給要件を見直す。
- 5 管理職員特別勤務手当について、平日深夜の支給対象時間帯を次のとおり拡大する。

【改正前】午前0時から午前5時までの間

【改正後】午後10時から翌日の午前5時までの間

- 6 寒冷地手当（4級地）について、支給地域を次のとおり見直す。

【改正前】高山市 飛驒市 郡上市 大野郡

【改正後】高山市 飛驒市 大野郡

- 7 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当等（※）を新たに支給する。
※ 住居手当、特地勤務手当等、へき地手当等、寒冷地手当及び医師の特例に係る地域手当
- 8 特定任期付職員に支給する特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給する。
- 9 その他所要の規定の整理を行う。

（令和7年4月1日から施行）

議第31号 岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

- 1 清流の国推進部の名称を総合企画部とする。
- 2 エネルギーに関する事務を環境生活部の分掌事務とし、同部の名称を環境エネルギー生活部とする。
- 3 子ども・女性部を設置する。
※ 私学振興及び青少年の健全育成に関する事務を環境生活部から移管
- 4 スポーツに関する事務を清流の国推進部から、文化及び芸術に関する事務を環境生活部からそれぞれ観光国際部へ移管し、同部の名称を観光文化スポーツ部とする。

（令和7年4月1日から施行）

議第32号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

[担当課：法務・情報公開課]

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の28条例について所要の規定の整理を行う。

- 1 岐阜県職員退隠料給与条例
- 2 岐阜県職員の分限に関する条例
- 3 岐阜県職員退職手当条例
- 4 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 5 岐阜県青少年健全育成条例
- 6 集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例
- 7 岐阜県迷惑行為防止条例
- 8 岐阜県立自然公園条例
- 9 岐阜県屋外広告物条例
- 10 岐阜県公害防止条例
- 11 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例
- 12 岐阜県自然環境保全条例
- 13 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例
- 14 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- 15 岐阜県情報公開条例
- 16 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例
- 17 岐阜県希少野生生物保護条例
- 18 岐阜県暴走族等の根絶に関する条例
- 19 岐阜県埋立て等の規制に関する条例
- 20 岐阜県統計調査条例
- 21 岐阜県暴力団排除条例
- 22 岐阜県使用済金属類営業に関する条例
- 23 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例
- 24 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例
- 25 岐阜県行政不服審査会条例
- 26 岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例
- 27 岐阜県個人情報保護審査会条例
- 28 岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

(令和7年6月1日から施行)

議第 3 3 号 岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：税務課]

消防団協力事業所（※ 1）を有する者のうち一定の要件を満たす者に対する事業税の課税の特例（※ 2）について、その適用期間を 3 年延長する。

※ 1 消防団活動に協力している事業所として市町村長から表示証の交付を受けたもの

※ 2 特例の概要は、次の表のとおり

対 象	軽 減 内 容
県内の消防団協力事業所において消防団員を 1 人以上雇用している等、一定の要件を満たす法人又は個人が行う事業	税額を 2 分の 1 に軽減 (上限 100 万円 (※ 3))

※ 3 消防団員数が従業員数（役員及び個人事業主を含む。）の 1 割以上の場合は、上限 200 万円

(令和 7 年 4 月 1 日から施行)

議第 3 4 号 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：市町村課]

1 次の事務について市町村への権限移譲を行う。（3 法令 2 9 項目）

- (1) 農地・農業関係
農地法 1 項目の事務
- (2) 保健・福祉関係
母子及び父子並びに寡婦福祉法 1 項目の事務
- (3) 環境・生活関係
特定非営利活動促進法 2 7 項目の事務

2 その他所要の規定の整理を行う。

(令和 7 年 4 月 1 日から施行)

議第35号 岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：デジタル戦略推進課]

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の3条例について所要の規定の整理を行う。

- 1 岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
- 2 岐阜県個人番号の利用等に関する条例
- 3 岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

(令和7年4月1日から施行)

議第36号 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

[担当課：健康福祉政策課]

栄養士法の一部改正に伴い、次の15条例について所要の規定の整理を行う。

- 1 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 7 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 8 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 9 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 10 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 11 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 12 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 13 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 14 岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 15 岐阜県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(令和7年4月1日から施行)

議第 3 7 号 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
 [担当課：感染症対策推進課]

保健所及び保健環境研究所において行う衛生試験等に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

手数料 の 名 称	区 分		単 位	手数料の額（円）	
				改 定 前	改 定 後
血液学的 検査実施 手数料	血液像検査	特殊染色 を併せて 行う場合	1 検体 につき	4 5 0	5 4 0
免疫学的 検査実施 手数料	梅毒血清反 応検査（ト レポネーマ 抗原使用検 査）	F T A - A B S 試 験	1 検体 につき	1, 2 1 0	1, 1 8 0
	感染症血清 反応検査	つつが虫 抗体価	1 株に つき	1, 8 2 0	1, 7 8 0
	肝炎ウイル ス関連検査	H C V 抗 体価	1 検体 につき	9 5 0	8 9 0
微生物学的 検査実施 手数料	排せつ物、 しん出物又 は分泌物の 細菌顕微鏡 検査	蛍光顕微 鏡、暗視 野装置等 を使用し ないもの	1 検査 項目に つき	5 3 0	5 8 0
	細菌培養同 定検査	口くう、 気道又は 呼吸器か らの検体	1 検体 につき	1, 4 1 0	1, 5 8 0
		消化管か らの検体	1 検体 につき	1, 5 8 0	1, 7 6 0
		泌尿器又 は生殖器 からの検	1 検体 につき	1, 5 0 0	1, 6 7 0

	体			
	血液又は せん刺液	1 検体 につき	1, 890	1, 980
	上記に掲 げる部位 以外の部 位からの 検体	1 検体 につき	1, 410	1, 580
細菌薬剤感 受性検査	1 菌種	1 検体 につき	1, 500	1, 630
	2 菌種	1 検体 につき	1, 940	2, 110
	3 菌種以 上	1 検体 につき	2, 470	2, 730
抗酸菌分離培養検査		1 検体 につき	1, 790	1, 840
抗酸菌薬剤 感受性検査	4 薬剤以 上	1 検体 につき	3, 340	3, 520

(令和7年4月1日から施行)

議第38号 岐阜県県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例について

[担当課：薬務水道課]

水道法施行令の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行う。

1 県営水道用水供給事業における布設工事監督者（※）の資格要件を次のとおり見直す。

※ 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者

(1) 必要な実務経験年数の見直し

- ・ 水道以外の分野（工業用水道、下水道、道路又は河川）に関する実務経験を含める。
- ・ 大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者に必要な実務経験年数を、履修した学科目にかかわらず3年に統一

(2) 学歴・学科要件に、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を追加

(3) 1級土木施工管理技士（国家資格）を追加

2 県営水道用水供給事業及び県が設置する専用水道における水道技術管理者（※）の資格要件を次のとおり見直す。

※ 水道の管理について技術上の業務を担当する者

(1) 必要な実務経験年数の見直し

- ・ 大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者に必要な実務経験年数を、履修した学科目にかかわらず3年に統一

(2) 1級土木施工管理技士（国家資格）を追加

3 その他所要の規定の整理を行う。

（令和7年4月1日から施行）

議第 39 号 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：子育て支援課]

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める内閣府・文部科学省・厚生労働省令の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例（※）の適用期間を2年延長する。

※ 職員の員数に算入することができる副園長又は教頭は、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた者に限るとされているところ、特例として、幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けていれば、職員の員数に算入することができるもの

(公布の日から施行)

議第 40 号 岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

[担当課：子ども家庭課]

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設（※）の設備及び運営に関する基準を定める。

※ 児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童を一時保護する施設。必要に応じて児童相談所に設置される。

【主な内容】

- 安全対策
- 児童の権利の擁護
- 設けるべき設備・定員
- 職員の配置・資格
- 衛生管理等

(公布の日から施行)

議第41号 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：子ども家庭課]

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、省令の改正内容に準じた改正を行う。

【内容】

- 新たに児童福祉施設として位置付けられた里親支援センター（※1）の設備及び運営に関する基準（※2）を定める。
 - ※1 里親支援事業（里親の普及啓発、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整等）を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
 - ※2 設けるべき設備、職員の配置・資格等

- 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設において自立支援計画を策定する際には、意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見又は意向を勘案しなければならないこととする。

- 母子生活支援施設の設置者が入所中の児童に係る児童手当等の支給を受けたときは、所定のルール（※）により管理しなければならないこととする。
 - ※ 他の財産と区分すること、収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること等

（公布の日から施行）

議第42号 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
[担当課：産業イノベーション推進課]

県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行う。

- 1 新たに実施する次の区分に係る試験の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	区 分		手数料の額 (1件につき)
窯業試験手数料	高精度熱膨張	1,000度以下のもの	4,900円
		1,000度を超え1,300度以下のもの	6,600円
	ガス吸着法による比表面積測定		7,900円
	ガス吸着法による細孔径分布測定		16,290円
	ゼータ電位(粒子分散液)		9,000円

- 2 熱膨張、窒素吸着法による比表面積測定及び窒素吸着法による細孔径分布測定に係る窯業試験手数料を廃止する。
- 3 試験に係る報告書等の郵送を必要とする場合に、手数料の額に加算する額を次のとおり改定する。

【改定前】 郵送1通につき300円

【改定後】 郵便料金

(令和7年4月1日から施行)

議第43号 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：建築指導課]

- 1 建築基準法の一部改正に鑑み、建築基準法の施行に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

(1) 建築確認申請等手数料

区 分		手数料の額（1件につき）	
		改 定 前	改 定 後
床 面 積	30㎡以下	5,000円	7,000円
	30㎡超100㎡以下	9,000円	24,000円
	100㎡超200㎡以下	14,000円	56,000円
	200㎡超500㎡以下	19,000円	88,000円
	500㎡超1,000㎡以下	34,000円	115,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	48,000円	167,000円
	2,000㎡超10,000㎡以下	140,000円	238,000円
	10,000㎡超50,000㎡以下	240,000円	346,000円
	50,000㎡超	460,000円	613,000円
建築設備			
	設置に係るもの	9,000円 ただし、小荷物専用 昇降機については、 4,000円	24,000円 ただし、小荷物専用 昇降機については、 10,000円
	変更に係るもの	5,000円 ただし、小荷物専用 昇降機については、 3,000円	10,000円 ただし、小荷物専用 昇降機については、 7,000円

工作物		
築造に係るもの	8,000円	18,000円
変更に係るもの	4,000円	8,000円

(2) 建築工事完了検査申請等手数料

ア 中間検査を受けていないもの

区 分		手数料の額（1件につき）	
		改 定 前	改 定 後
床 面 積	30㎡以下	10,000円	19,000円
	30㎡超100㎡以下	12,000円	24,000円
	100㎡超200㎡以下	16,000円	40,000円
	200㎡超500㎡以下	22,000円	57,000円
	500㎡超1,000㎡以下	36,000円	74,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	50,000円	104,000円
	2,000㎡超10,000㎡以下	120,000円	183,000円
	10,000㎡超50,000㎡以下	190,000円	260,000円
	50,000㎡超	380,000円	481,000円
建築設備		13,000円 ただし、小荷物専用 昇降機については、 8,000円	48,000円 ただし、小荷物専用 昇降機については、 26,000円
工作物		9,000円	33,000円

イ 中間検査を受けたもの

区 分		手数料の額（1件につき）	
		改 定 前	改 定 後
床 面 積	30㎡以下	9,000円	18,000円
	30㎡超100㎡以下	11,000円	23,000円
	100㎡超200㎡以下	15,000円	38,000円
	200㎡超500㎡以下	21,000円	55,000円
	500㎡超1,000㎡以下	35,000円	71,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	47,000円	102,000円
	2,000㎡超10,000㎡以下	110,000円	172,000円
	10,000㎡超50,000㎡以下	180,000円	248,000円
	50,000㎡超	370,000円	469,000円

(3) 建築工事中間検査申請等手数料

区 分		手数料の額（1件につき）	
		改 定 前	改 定 後
床 面 積	30㎡以下	9,000円	18,000円
	30㎡超100㎡以下	11,000円	23,000円
	100㎡超200㎡以下	15,000円	37,000円
	200㎡超500㎡以下	20,000円	53,000円
	500㎡超1,000㎡以下	33,000円	69,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	45,000円	91,000円

2,000㎡超10,000㎡以下	100,000円	151,000円
10,000㎡超50,000㎡以下	160,000円	214,000円
50,000㎡超	330,000円	416,000円

2 建築士法の施行に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

手数料の名称	手数料の額（1件につき）	
	改定前	改定後
一級建築士事務所登録簿登録手数料	17,000円	23,000円
二級建築士木造建築士事務所登録簿登録手数料	12,000円	23,000円
一級建築士事務所登録簿更新手数料	17,000円	23,000円
二級建築士木造建築士事務所登録簿更新手数料	12,000円	23,000円

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行う。

(1) 建築確認申請等手数料について、建築物エネルギー消費性能基準への適合を確認する場合の加算額を次のとおり定める。

区 分		手数料の額（1件につき）
一戸建ての住宅		
床面積	200㎡未満	14,000円
	200㎡以上	16,000円
共同住宅等		
	300㎡未満	27,000円

床面積	300㎡以上2,000㎡未満	42,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満	66,000円
	5,000㎡以上	86,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、次の区分に係る手数料を新たに徴収する。

※ 評価方法等の違いにより、金額が異なる。以下同じ。

区 分	手数料の額（1件につき）		
	計画（※）作成時	計画（※）変更時	
一戸建ての住宅	5,000円 ～37,000円	3,000円 ～19,000円	
共同住宅の住戸部分			
申 請 戸 数	1	5,000円 ～37,000円	3,000円 ～19,000円
	1超5以下	10,000円 ～75,000円	6,000円 ～38,000円
	5超10以下	17,000円 ～105,000円	10,000円 ～54,000円
	10超25以下	29,000円 ～148,000円	17,000円 ～77,000円
	25超50以下	49,000円 ～212,000円	29,000円 ～111,000円
	50超100以下	87,000円 ～305,000円	52,000円 ～161,000円
	100超200以下	138,000円 ～413,000円	83,000円 ～220,000円
	200超300以下	174,000円	104,000円

		～541,000円	～288,000円
	300超	186,000円 ～635,000円	111,000円 ～336,000円
共同住宅の共用部分			
床 面 積	300㎡以下	10,000円 ～118,000円	6,000円 ～60,000円
	300㎡超1,000㎡以下	18,000円 ～149,000円	11,000円 ～76,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	29,000円 ～195,000円	17,000円 ～100,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	87,000円 ～304,000円	52,000円 ～161,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	138,000円 ～390,000円	83,000円 ～209,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	174,000円 ～466,000円	104,000円 ～251,000円
	25,000㎡超	218,000円 ～543,000円	131,000円 ～293,000円

※ 建築物（増改築をする場合にあつては、増改築をする部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。5(3)において同じ。

(3) 軽微変更該当証明書交付手数料について、名称を性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料に変更するとともに、次の区分に係る手数料を新たに徴収する。

区 分	手数料の額（1件につき）
一戸建ての住宅	5,000円 ～10,000円
共同住宅の住戸部分	
1	5,000円 ～10,000円

申請 戸 数	1超5以下	9,000円～19,000円
	5超10以下	14,000円～27,000円
	10超25以下	20,000円～38,000円
	25超50以下	30,000円～55,000円
	50超100以下	47,000円～80,000円
	100超200以下	67,000円～110,000円
	200超300以下	86,000円～144,000円
	300超	98,000円～168,000円
共同住宅の共用部分		
床 面 積	300㎡以下	30,000円
	300㎡超1,000㎡以下	38,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	50,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	80,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	104,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	125,000円
	25,000㎡超	147,000円

(4) 性能表示認定申請手数料を廃止する。

4 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について、次のとおり規定の整備を行う。

(1) 次の手数料について、仕様・計算併用法（※）により評価する場合の手数料の額を次のとおり定める。

※ 住宅の外皮性能（断熱性能）又はエネルギー消費性能の一方を、国が示す仕様で判断（計算不要）する評価方法

ア 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び性能向上計画認定申請手数料

区 分		手数料の額（1件につき）
一戸建て住宅		28,000円
共同住宅の住戸部分		
申 請 戸 数	1	28,000円
	1超5以下	55,000円
	5超10以下	78,000円
	10超25以下	110,000円
	25超50以下	162,000円
	50超100以下	236,000円
	100超200以下	325,000円
	200超300以下	426,000円
	300超	490,000円

イ 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料及び性能向上計画変更認定申請手数料

区 分	手数料の額（1件につき）
一戸建て住宅	14,000円

共同住宅の住戸部分		
申 請 戸 数	1	14,000円
	1超5以下	29,000円
	5超10以下	41,000円
	10超25以下	58,000円
	25超50以下	86,000円
	50超100以下	127,000円
	100超200以下	176,000円
	200超300以下	230,000円
	300超	264,000円

(2) 低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書交付手数料及び性能向上計画軽微変更該当証明書交付手数料を新たに徴収する。

区 分	手数料の額（1件につき）	
	基準に適合することを証する書面を添付する場合	基準に適合することを証する書面を添付しない場合
一戸建ての住宅	2,000円	5,000円 ～10,000円
共同住宅の住戸部分		
1	2,000円	5,000円 ～10,000円
1超5以下	3,000円	9,000円 ～19,000円
5超10以下	5,000円	14,000円 ～27,000円

申請戸数	10超25以下	9,000円	20,000円 ~38,000円
	25超50以下	15,000円	30,000円 ~55,000円
	50超100以下	26,000円	47,000円 ~80,000円
	100超200以下	41,000円	67,000円 ~110,000円
	200超300以下	52,000円	86,000円 ~144,000円
	300超	56,000円	98,000円 ~168,000円
共同住宅の共用部分			
床面積積	300㎡以下	3,000円	30,000円
	300㎡超1,000㎡以下	5,000円	38,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	9,000円	50,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	26,000円	80,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	41,000円	104,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	52,000円	125,000円
	25,000㎡超	65,000円	147,000円
住宅以外の建築物			
	300㎡以下	3,000円	24,000円 ~62,000円
	300㎡超1,000㎡以下	5,000円	31,000円 ~78,000円

床 面 積	1,000㎡超2,000㎡以下	9,000円	41,000円 ～101,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	26,000円	68,000円 ～147,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	41,000円	90,000円 ～182,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	52,000円	109,000円 ～216,000円
	25,000㎡超	65,000円	129,000円 ～247,000円

5 次のとおり手数料の額を改定する。

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び性能向上計画認定申請手数料

ア 基準に適合することを証する書面を添付する場合

区 分	手数料の額（1件につき）		
	改 定 前	改 定 後	
一戸建ての住宅	5,000円	5,000円	
共同住宅の住戸部分			
申 請 戸 数	1	5,000円	5,000円
	1超5以下	10,000円	10,000円
	5超10以下	17,000円	17,000円
	10超25以下	29,000円	29,000円
	25超50以下	48,000円	49,000円
	50超100以下	85,000円	87,000円

	100超200以下	1 3 5, 0 0 0 円	1 3 8, 0 0 0 円
	200超300以下	1 7 0, 0 0 0 円	1 7 4, 0 0 0 円
	300超	1 8 1, 0 0 0 円	1 8 6, 0 0 0 円
共同住宅の共用部分			
床 面 積	300㎡以下	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	300㎡超1,000㎡以下	1 8, 0 0 0 円	1 8, 0 0 0 円
	1,000㎡超2,000㎡以下	2 9, 0 0 0 円	2 9, 0 0 0 円
	2,000㎡超5,000㎡以下	8 5, 0 0 0 円	8 7, 0 0 0 円
	5,000㎡超10,000㎡以下	1 3 5, 0 0 0 円	1 3 8, 0 0 0 円
	10,000㎡超25,000㎡以下	1 7 0, 0 0 0 円	1 7 4, 0 0 0 円
	25,000㎡超	2 1 3, 0 0 0 円	2 1 8, 0 0 0 円
住宅以外の建築物			
床 面 積	300㎡以下	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	300㎡超1,000㎡以下	1 8, 0 0 0 円	1 8, 0 0 0 円
	1,000㎡超2,000㎡以下	2 9, 0 0 0 円	2 9, 0 0 0 円
	2,000㎡超5,000㎡以下	8 5, 0 0 0 円	8 7, 0 0 0 円
	5,000㎡超10,000㎡以下	1 3 5, 0 0 0 円	1 3 8, 0 0 0 円
	10,000㎡超25,000㎡以下	1 7 0, 0 0 0 円	1 7 4, 0 0 0 円
	25,000㎡超	2 1 3, 0 0 0 円	2 1 8, 0 0 0 円

イ 基準に適合することを証する書面を添付しない場合

区 分		手数料の額（1件につき）	
		改 定 前	改 定 後
一戸建ての住宅		18,000円 ～36,000円	19,000円 ～37,000円
共同住宅の住戸部分			
申 請 戸 数	1	18,000円 ～36,000円	19,000円 ～37,000円
	1超5以下	34,000円 ～73,000円	36,000円 ～75,000円
	5超10以下	49,000円 ～103,000円	51,000円 ～105,000円
	10超25以下	71,000円 ～145,000円	74,000円 ～148,000円
	25超50以下	106,000円 ～208,000円	112,000円 ～212,000円
	50超100以下	160,000円 ～298,000円	169,000円 ～305,000円
	100超200以下	228,000円 ～404,000円	241,000円 ～413,000円
	200超300以下	295,000円 ～529,000円	311,000円 ～541,000円
300超	336,000円 ～622,000円	354,000円 ～635,000円	
共同住宅の共用部分			
	300㎡以下	116,000円	118,000円
	300㎡超1,000㎡以下	146,000円	149,000円

床 面 積	1,000㎡超2,000㎡以下	191,000円	195,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	298,000円	304,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	382,000円	390,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	456,000円	466,000円
	25,000㎡超	532,000円	543,000円
住宅以外の建築物			
床 面 積	300㎡以下	92,000円 ～242,000円	94,000円 ～247,000円
	300㎡超1,000㎡以下	117,000円 ～303,000円	120,000円 ～309,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	154,000円 ～391,000円	158,000円 ～399,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	248,000円 ～558,000円	256,000円 ～569,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	324,000円 ～687,000円	334,000円 ～701,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	390,000円 ～812,000円	402,000円 ～829,000円
	25,000㎡超	457,000円 ～926,000円	471,000円 ～946,000円

(2) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料及び性能向上計画変更認定申請手数料

ア 基準に適合することを証する書面を添付する場合

区 分		手数料の額（1件につき）	
		改 定 前	改 定 後
一戸建ての住宅		3,000円	3,000円
共同住宅の住戸部分			
申 請 戸 数	1	3,000円	3,000円
	1超5以下	6,000円	6,000円
	5超10以下	10,000円	10,000円
	10超25以下	17,000円	17,000円
	25超50以下	29,000円	29,000円
	50超100以下	51,000円	52,000円
	100超200以下	81,000円	83,000円
	200超300以下	102,000円	104,000円
	300超	109,000円	111,000円
共同住宅の共用部分			
床 面 積	300㎡以下	6,000円	6,000円
	300㎡超1,000㎡以下	10,000円	11,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	17,000円	17,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	51,000円	52,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	81,000円	83,000円

	10,000㎡超25,000㎡以下	102,000円	104,000円
	25,000㎡超	128,000円	131,000円
住宅以外の建築物			
床 面 積	300㎡以下	6,000円	6,000円
	300㎡超1,000㎡以下	10,000円	11,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	17,000円	17,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	51,000円	52,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	81,000円	83,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	102,000円	104,000円
	25,000㎡超	128,000円	131,000円

イ 基準に適合することを証する書面を添付しない場合

区 分	手数料の額（1件につき）		
	改 定 前	改 定 後	
一戸建ての住宅	10,000円 ～19,000円	10,000円 ～19,000円	
共同住宅の住戸部分			
申	1	10,000円 ～19,000円	10,000円 ～19,000円
	1超5以下	18,000円 ～38,000円	19,000円 ～38,000円
	5超10以下	27,000円 ～54,000円	27,000円 ～54,000円
	10超25以下	38,000円 ～76,000円	40,000円 ～77,000円

請戸数	25超50以下	58,000円 ~109,000円	61,000円 ~111,000円
	50超100以下	89,000円 ~158,000円	93,000円 ~161,000円
	100超200以下	127,000円 ~216,000円	134,000円 ~220,000円
	200超300以下	164,000円 ~282,000円	173,000円 ~288,000円
	300超	185,000円 ~329,000円	196,000円 ~336,000円
共同住宅の共用部分			
床面積積	300㎡以下	59,000円	60,000円
	300㎡超1,000㎡以下	74,000円	76,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	98,000円	100,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	157,000円	161,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	205,000円	209,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	245,000円	251,000円
	25,000㎡超	287,000円	293,000円
住宅以外の建築物			
床	300㎡以下	47,000円 ~122,000円	48,000円 ~124,000円
	300㎡超1,000㎡以下	60,000円 ~153,000円	62,000円 ~156,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	80,000円 ~199,000円	82,000円 ~202,000円

面積	2,000㎡超5,000㎡以下	133,000円 ～287,000円	137,000円 ～293,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	176,000円 ～357,000円	181,000円 ～364,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	212,000円 ～423,000円	218,000円 ～432,000円
	25,000㎡超	250,000円 ～485,000円	257,000円 ～495,000円

(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

ア 計画作成時

区 分		手数料の額（1件につき）	
		改 定 前	改 定 後
住宅以外の建築物			
床面積	300㎡以下	10,000円 ～242,000円	10,000円 ～247,000円
	300㎡超1,000㎡以下	18,000円 ～303,000円	18,000円 ～309,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	29,000円 ～391,000円	29,000円 ～399,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	85,000円 ～558,000円	87,000円 ～569,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	135,000円 ～687,000円	138,000円 ～701,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	170,000円 ～812,000円	174,000円 ～829,000円
	25,000㎡超	213,000円 ～926,000円	218,000円 ～946,000円

イ 計画変更時

区 分		手数料の額（1件につき）	
		改 定 前	改 定 後
住宅以外の建築物			
床 面 積	300㎡以下	6,000円 ～122,000円	6,000円 ～124,000円
	300㎡超1,000㎡以下	10,000円 ～153,000円	11,000円 ～156,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	17,000円 ～199,000円	17,000円 ～202,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	51,000円 ～287,000円	52,000円 ～293,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	81,000円 ～357,000円	83,000円 ～364,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	102,000円 ～423,000円	104,000円 ～432,000円
	25,000㎡超	128,000円 ～485,000円	131,000円 ～495,000円

(4) 性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料

区 分		手数料の額（1件につき）	
		改 定 前	改 定 後
住宅以外の建築物			
	300㎡以下	5,000円 ～60,000円	6,000円 ～62,000円
	300㎡超1,000㎡以下	7,000円 ～77,000円	8,000円 ～78,000円

床 面 積	1,000㎡超2,000㎡以下	11,000円 ～99,000円	12,000円 ～101,000円
	2,000㎡超5,000㎡以下	29,000円 ～143,000円	30,000円 ～147,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	44,000円 ～178,000円	46,000円 ～182,000円
	10,000㎡超25,000㎡以下	55,000円 ～211,000円	57,000円 ～216,000円
	25,000㎡超	69,000円 ～242,000円	71,000円 ～247,000円

6 その他所要の規定の整理を行う。

(1及び3から6までは令和7年4月1日から、2は令和7年7月1日から施行)

議第 4 4 号 岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例について

[担当課：警察本部警務課]

地域部の所掌事務に、初動警察活動に関する事務を追加する。

(令和 7 年 4 月 1 日から施行)

議第 4 5 号 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：警察本部交通規制課]

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正により、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章が廃止されることに伴い、次の手数料を廃止する。

- 1 自動車保管場所標章交付手数料
- 2 自動車保管場所標章再交付手数料

(令和 7 年 4 月 1 日から施行)

議第46号 長良川新^{しんきょう}橋下部工事の請負契約について

[担当課：道路建設課]

- 1 契約の目的 公共社会資本整備総合交付金事業長良川新橋下部工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 583,000,000円
- 4 契約の相手方 岐建・TSUCHIYA特定建設工事共同企業体
構成員
大垣市西崎町2丁目46番地
岐建株式会社
大垣市神田町2丁目55番地
TSUCHIYA株式会社
- 5 工事の場所 一般県道大垣江南線
安八郡安八町森部地内
- 6 工事の概要 橋りょう下部工
橋脚 1基

議第47号 鉄嶺^{くろがね}トンネル第3期工事の請負契約の変更について

[担当課：道路建設課]

トンネル掘削時の周辺地盤の補強に伴い、契約金額を増額する。

契約金額	変更前	2,244,000,000円
	変更後	2,966,310,600円
		(+722,310,600円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 岐建・TSUCHIYA・久保田特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 一般国道303号
揖斐郡揖斐川町西横山及び坂内坂本地内
- 3 工事の概要 トンネル工
延長770.00メートル
幅員7.00メートル
内空断面積47.05平方メートル
- 4 契約年月日 令和5年10月12日

議第48号 乗鞍トンネル2期工事の請負契約について

[担当課：砂防課]

- 1 契約の目的 公共道路災害復旧事業乗鞍トンネル2期工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 2,035,000,000円
- 4 契約の相手方 大日本・市川・大山特定建設工事共同企業体
構成員
岐阜市宇佐南1丁目3番11号
大日本土木株式会社
岐阜市鹿島町6丁目27番地
株式会社市川工務店
高山市上岡本町3丁目410番地
大山土木株式会社
- 5 工事の場所 主要地方道乗鞍公園線
高山市丹生川町久手地内
- 6 工事の概要 トンネル工
延長241.00メートル
幅員7.50メートル
内空断面積53.89平方メートル

延べ面積19.80平方メートル
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積19.80平方メートル
倉庫
鉄骨造平屋建
延べ面積30.00平方メートル
灯油庫
コンクリートブロック造平屋建
延べ面積9.00平方メートル

4 契約年月日 令和6年7月4日

議第50号 包括外部監査契約の締結について

[担当課：行政管理課]

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約金額 11,000,000円を上限とする額
- 3 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）
- 5 契約の相手方 公認会計士
香田 浩一（こうだ ひろかず）
愛知県名古屋市千種区丸山町1丁目42番地の2
- 6 契約の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

議第51号 県の行う第4期防災情報通信システム衛星系設備更新事業に対する市町村の負担金について

[担当課：危機管理政策課]

第4期防災情報通信システム衛星系設備更新事業について、市町村の庁舎に備え付けられている設備の更新に要する経費に係る市町村の負担率（事業費の2分の1）を定める。

議第52号 県道の路線の認定について

[担当課：道路維持課]

県道の路線を次のとおり認定する。

路線名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地	備 考	
			起 点	重 要 な 経 過 地
			終 点	
岐 阜 線 インター	岐阜インター	—	—	—
	岐阜市		—	

議第53号 岐阜県強靱化計画の策定について

[担当課：危機管理政策課]

1 策定の趣旨

どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県を作り上げるため、次の理念に基づき策定する。

- (1) 想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組を強化する。
- (2) 自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ。
- (3) 「清流の国」及び「木の国・山の国」の源である農山村及び中山間地域を守る。
- (4) 日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する。

2 基本目標

- (1) 県民の生命の保護が最大限図られること。
- (2) 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 施策分野ごとの推進方針

交通・物流

緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保等 ほか12項目

4 主な目標指標

緊急輸送道路における要整備延長

463キロメートル（令和11年度） ほか12項目

5 計画期間

令和7年度から令和11年度まで

議第54号 岐阜県こども計画の策定について

[担当課：子育て支援課]

1 策定の趣旨

全てのこどもが権利の主体として尊重され、夢や希望を持ちながら、健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指すため、今後5年間の政策の方向性を示す計画を策定する。

2 政策の柱

- (1) ライフステージに応じた切れ目のない支援
- (2) 困難な状況にあるこどもへの支援
- (3) 子育て中の方への支援
- (4) 社会全体でのこども・子育て支援

3 主な目標数値

こども家庭センターを設置する市町村数
42市町村（令和11年度） ほか4項目

4 計画期間

令和7年度から令和11年度まで

議第55号 地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの第4期中期計画に関する認可について

[担当課：医療整備課]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの第4期中期計画（※）を認可する。

※ 県が指示した第4期中期目標を達成するために地方独立行政法人岐阜県総合医療センターが定める計画

- 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組
 - (1) 小児医療の拠点病院として、一般の医療機関では対応が困難な重篤な小児患者を診療科を問わず24時間体制で受け入れ、高度で専門的な医療を提供
 - (2) 地域がん診療連携拠点病院として、地域の医療機関と連携してあらゆる病期のがん患者に対して、診療ガイドラインに基づいた質の高い医療を提供
 - (3) へき地医療拠点病院として、医師不足地域や医師不足診療科、へき地診療所等への人的支援を含む診療支援を継続 等
- 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組
医療需要や患者動向の推移を見据え、長期的に安定した運営を考慮した医師、看護師、コメディカル等の計画的な採用や配置の弾力的運用を行うほか、高度専門医療の水準の維持・向上のため、研修体制の充実を図る。 等
- 3 予算等
 - (1) 予算（令和7年度から令和11年度まで）
収入：157,765百万円
支出：155,836百万円
 - (2) 経常収支比率100%以上、医業収支比率100%以上、職員給与費対医業収益比率50%以下の達成 等
- 4 料金に関する事項
生命保険診断書等（※）の交付に係る手数料を引き上げるほか、第3期計画において定めていた内容を踏襲
※ 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書・明細書、恩給診断書、年金診断書又は訴訟関係診断書 等
- 5 その他業務運営に関する事項
県全体の中核病院として、医師の診療応援等の支援や、看護師、コメディカル等の医療従事者の人事交流等、岐阜県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。 等

議第56号 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第4期中期計画に関する
認可について

[担当課：医療整備課]

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第4期中期計画（※）を認可する。

※ 県が指示した第4期中期目標を達成するために地方独立行政法人岐阜県立多治見病院が定める計画

- 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組
 - (1) 救命救急センターと各診療科との緊密な連携により、24時間を通しての受入体制を維持するとともに、地域の医療機関等との連携を推進
 - (2) 緩和ケア病棟を中心とした地域の医療機関との連携強化、研修会等を活用した医療関係者の育成及び在宅で緩和ケアが安心して受けられるよう体制を充実
 - (3) 医療的ケアを要する児を在宅でケアしている家族の支援のため、一時的にケアを代替するレスパイトケアのための短期入所施設の運営 等
- 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組
費用削減のため、ベンチマーク等を利用し、他病院の契約単価などの情報収集をすることにより適正価格での調達を図るとともに、物流管理システムにより診療材料の適正な在庫管理・消費管理を行い、過剰在庫や死蔵在庫の発生を抑制する。 等
- 3 予算等
 - (1) 予算（令和7年度から令和11年度まで）
収入：121,291百万円
支出：123,195百万円
 - (2) 経常収支比率100%以上、医業収支比率100%以上、職員給与費対医業収益比率50%以下の達成 等
- 4 料金に関する事項
生命保険診断書等（※）の交付に係る手数料を引き上げるほか、第3期計画において定めていた内容を踏襲
※ 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書又は訴訟関係診断書 等
- 5 その他業務運営に関する事項
職員の業務負担軽減や労働時間短縮のための業務効率化、タスク・シフティング等を推進するとともに、ワーク・ライフバランス休暇などの有給休暇取得を促進し、職員の身体面だけでなくメンタル面も含めた、心身の健康管理対策の充実に努める。 等

議第57号 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の第4期中期計画に関する認可について

[担当課：医療整備課]

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の第4期中期計画（※）を認可する。

※ 県が指示した第4期中期目標を達成するために地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院が定める計画

- 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組
 - (1) 地域の医療機関との役割分担の明確化と連携を強化し、効率的で質の高い医療体制を確保
 - (2) 急性期から回復期にかけて一貫した多職種連携による最適なりハビリテーション医療の提供及び在宅復帰支援
 - (3) 医薬品の有効性・安全性及び使用状況等を考慮し、後発医薬品へ変更するなど、後発医薬品の使用を促進 等
- 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組
医療需要の変化や患者の動向及び経営状況の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織及び職員配置の在り方を常に検証し、診療科の再編等、診療体制の適正化に努める。 等
- 3 予算等
 - (1) 予算（令和7年度から令和11年度まで）
収入：23,836百万円
支出：23,871百万円
 - (2) 経常収支比率100%以上、医業収支比率100%以上、職員給与費対医業収益比率75%以下の達成 等
- 4 料金に関する事項
第3期計画において定めていた内容を踏襲
- 5 その他業務運営に関する事項
土曜保育の継続実施、電子カルテ等によるアクセスログ管理やタイムカードによる時間外勤務の適正化など職員の勤務環境の向上を図る。 等

(専決処分の報告をするもの)

1 県営住宅の明渡し等の請求に関する訴えの提起 (報第1号) [担当課: 住宅課]

被告となるべき者 1人

2 損害賠償の額の確定

・交通事故に係るもの 14件

・道路事故に係るもの 3件

・その他事故に係るもの 3件

[交通事故に係るもの]

報第2号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年8月13日 郡上市白鳥町中津屋地内 駐車場における停止中の車両への衝突 27,500円	[担当課: 建設政策課]
------	---------------------------	---	--------------

報第3号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年10月15日 高山市上三之町地内 停車中の車両への衝突 82,060円	[担当課: 教育管理課]
------	---------------------------	---	--------------

報第4号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和5年7月28日 岐阜市江添地内 交差点における車両への衝突 2,365,560円	[担当課: 警察本部監察課]
------	---------------------------	--	----------------

報第5号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年4月30日 可児郡御嵩町上恵土地内 交差点における車両への衝突 1,780,152円	[担当課: 警察本部監察課]
------	---------------------------	--	----------------

報第6号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年6月13日 可児市大森地内 交差点における車両との衝突 137,790円	[担当課: 警察本部監察課]
------	---------------------------	--	----------------

報第7号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年8月12日 多治見市東町地内 停車中の車両への衝突 292,500円	[担当課：警察本部監察課]
報第8号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年8月24日 大垣市東前地内 ブロック塀への衝突 27,500円	[担当課：警察本部監察課]
報第9号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年9月14日 岐阜市中鶉地内 コンクリートブロックへの衝突 10,000円	[担当課：警察本部監察課]
報第10号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年7月18日 恵那市大井町地内 走行中の車両への衝突 262,592円	[担当課：健康福祉政策課]
報第11号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年9月17日 中津川市茄子川地内 駐車場における駐車中の車両への衝突 66,902円	[担当課：子ども家庭課]
報第12号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年10月8日 下呂市乗政地内 家屋への衝突 130,625円	[担当課：健康福祉政策課]
報第13号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年3月8日 養老郡養老町三神町地内 交差点における車両との衝突 367,262円	[担当課：行政管理課]
報第14号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和6年1月12日 岐阜市下奈良地内 交差点における車両との衝突 735,133円	[担当課：子ども家庭課]

報第15号 発生年月日及び場所 令和6年8月15日 岐阜市早田栄町地内
事故の概要 駐車場における車両との衝突
賠償額 102,663円
[担当課：子ども家庭課]

[道路事故に係るもの]

報第16号 発生年月日及び場所 令和5年12月31日 高山市荘川町岩瀬地内
事故の概要 トンネル坑口上部からの落雪による車両の破損
賠償額 653,330円
[担当課：道路維持課]

報第17号 発生年月日及び場所 令和6年5月28日 瑞浪市稲津町小里地内
事故の概要 法面からの倒竹による車両の破損
賠償額 329,379円
[担当課：道路維持課]

報第18号 発生年月日及び場所 令和6年4月7日 岐阜市東川手地内
事故の概要 道路上の穴にタイヤがはまったことによる車両の破損
賠償額 91,426円
[担当課：道路維持課]

[その他事故に係るもの]

報第19号 発生年月日及び場所 令和6年10月18日 岐阜市学園町地内
事故の概要 運転免許更新手続の経由申請制度に関する問合せに対し誤教示したことにより、更新手数料を納入済みであったにもかかわらず、同制度が利用できなかった。
賠償額 2,550円
[担当課：警察本部監察課]

報第20号 発生年月日及び場所 令和6年10月11日 美濃市大字生櫛地内
事故の概要 引き取った亀を、所有者の有無を確認することなく、緊急に防除すべき特定外来生物でないにもかかわらず殺処分した。
賠償額 243,000円
[担当課：環境生活政策課]

報第21号 発生年月日及び場所 令和6年12月19日 岐阜市大字本荘地内
事故の概要 室外機のパネルが強風で校舎の屋上から落下したことによる車両の破損
賠償額 1,023,792円
[担当課：教育財務課]

(その他法令に基づき報告をするもの)

報第22号 令和6年度指定金融機関の状況について

[担当課：出納管理課]

岐阜県指定金融機関の指定に関する条例第3条の規定により、地方自治法施行令第168条の4第1項に基づいて実施する指定金融機関の取り扱う公金の収納状況等の検査結果について報告するもの

- 1 指定金融機関の名称 株式会社大垣共立銀行
- 2 検査結果 指摘事項なし